

令和7年4月1日から

新生児の 聴覚検査費用 を助成します



生まれつき耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、1,000人に1～2人いると言われています。赤ちゃんに聞こえにくさがないかを早期に発見し、適切な療育を受けることで、ことばやコミュニケーションの発達への影響を最小限に抑えることができます。赤ちゃんの将来の健やかなことばの発達のためにも、ぜひ受診しましょう。

対象 次の要件をすべて満たす新生児の保護者

☒ 令和7年4月1日以降に産まれ、出生後3日以内に新生児聴覚検査を受けた新生児

※特別な事情により3日以内に検査できない場合は、生後30日以内の検査も対象とする

☒ 新生児聴覚検査実施日に芦屋町に住民票がある

☒ 他の自治体で同様の助成を受けていない

対象検査

助成対象となる検査は下記の検査のうちいずれか1回（初回検査）です

- 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）
- 耳音響放射検査（OAE検査）

助成額

初回検査に要した費用を助成します

新生児1人につき上限 **5,000** 円

申請方法

医療機関で検査を受け、費用を支払う



芦屋町役場 健康・こども課窓口にて申請してください
出生届の提出、赤ちゃん訪問のときの申請も可能です

【申請に必要な書類】

- ・申請書（町のホームページからダウンロードできます）
- ・検査の領収書（※原本）
検査日・検査名・医療機関名・金額・証明印があるもの
- ・母子健康手帳（検査の記録ページ）
- ・通帳またはキャッシュカードのコピー